

常翔啓光学園高等学校校友会啓聖会会則

<総則>

第 1 条 本会は常翔啓光学園高等学校校友会啓聖会と称する。

第 2 条 本会は事務局を常翔啓光学園高等学校内に置く。

<目的>

第 3 条 本会は、会員相互の親睦と団結を図り、母校と学校法人常翔学園の発展並びにその教育事業の援助を目的とする。

<会計年度>

第 4 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

<事業>

第 5 条 本会はその目的のために下記の事業を行う。

- (1) 会報の発行およびホームページ(以下「HP」と表す)の開設
- (2) 親睦会の開催
- (3) 母校の教育事業の後援と各クラブ OB 会支援
- (4) その他役員会が適当と認める事業

<会員>

第 6 条 本会は下記の者をもって組織する。

- (1) 正 会 員 啓光学園高等学校及び常翔啓光学園高等学校の卒業生
- (2) 特別会員 啓光学園中学校・高等学校の旧教職員及び常翔啓光学園中学校・高等学校の現・旧教職員
- (3) 中学会員 啓光学園中学校及び常翔啓光学園中学校の卒業生で、啓光学園高等学校または常翔啓光学園高等学校へ進学しなかった者

第 7 条 本人からの申し出により会員としての地位を拒否したとき、もしくは会員が死亡したとき、または本会及び母校の名誉を著しく傷つけたときは会員でなくなる。

追加事項

- ① 同窓会及び学校に対して著しい業務の妨害及び名誉を傷つけた場合は役員会の議決により除名できる事とする。除名された者には納付された会費及び経費は一切返金しない事とし、氏名の公表はしないが会報等の不送付をもって通達の代わりとする。
- ② 同窓会としての活動中にクレーム的行動、泥酔及び指示に従わない場合、品位を欠く行動について会長(不在時はその場の責任者)は退場を命じる事ができる。

<事業費>

第 8 条 本会の事業費及び諸経費は、学園教育振興会の援助金、寄付金及びその他の収入によってこれをまかなう。

<役員>

第 9 条 本会に下記の役員を置き、役員会を構成する。

- (1) 特別会長 母校現学校長とする。
- (2) 会長 総会において会員の中から互選する。
- (3) 副会長 若干名 会長の任命とする。
- (4) 会計 2 名 会長の任命とする。

- (5) 委員 必要に応じて会長が委嘱する。
- (6) 会計監査 2名 総会において会員の中から互選する。
但し会長経験者がいる場合は互選より優先して監査の任務にあたる。
- (7) 名誉会長・顧問 会長職を複数任期務めた者とする。
- (8) 同窓会委員 各最終学年より3人任命する。

<役員のお務>

第10条 役員のお務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、お務を総括する。また、会長は総会および役員会のお議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に支障のある時はこれを代行する。
- (3) 会長がお務を総括することに長期にわたり、支障が発生する場合は、役員会で協議し、可及的速やかに会長を代行する者1名を決し、会長代行としてお務を総括する。その場合、役職は副会長(会長代行)とし、適切な方法でこの事実を会員に通達しなければならない。

<会議>

第11条 本会は下記のお会議をもってお務を遂行する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 委員会
- (4) その他

<総会>

第12条 総会は、本会における最高のお議決機関であり、総会は会長がこれを招集する。正会員は総会に出席し、議案を提議すること、議案を審議すること及び議決に参画する権利を有する。

第13条 定期総会は、一会計年度内に1回以上開催しなければならない。必要に応じて臨時総会を開く。ただし、役員会が総会を開催することが極めて困難と判断した場合には、役員会をもってこれに代えることができる。その場合には、速やかにその結果を適切な方法で会員に通達しなければならない。

第14条 定期総会では、主として事業報告、決算報告、事業計画、予算計画、役員改選、会則改定、その他の議案を審議する。

第15条 議事録署名人については、総会のお都度議長(会長)が指名する。

第16条 総会での議案のお議決については、議長を除く出席正会員の過半数をもって決する。ただし、賛否同数の場合には議長のお裁決をもって議決するものとする。

<会報>

第17条 会報は一会計年度内で1回以上発行しなければならない。また、役員会が必要と認めた場合には臨時的に印刷物による会報等を発行することがある。

<役員のお任期>

第18条 役員のお任期は3会計年度とし、3会計年度ごとに改選する。ただし、再任を防げない。

<ホームページ>

第19条 母校の動向や事業などの開催及びその結果など、本会からの情報を発信するため

に、また本会からの通達等のためにインターネット上にホームページを開設する。

＜クラス会・同期会等への支援＞

第 20 条 クラス会や同期会の開催を促進し、会員相互の交流を深めるためにクラス会や同期会、各クラブ OB 会の連絡と開催を支援する。

第 21 条 クラス会・同期会、各クラブ OB 会に幹事の連絡費用を支援する。連絡費用は現金を以って支援し、支援の額は 1 年につき 2 万円を上限とし、領収書の提出に基づき実費を総会時に代表者へ支払う。

第 22 条 各会への開催の支援は、下記の施行細則の方法で行う。

(施行細則)

- (1) 原則として会の開催について事前に同窓会に報告し、会報やHPに予定と結果を掲載すること。
- (2) 出席者総数が 10 名未満の場合は支援しない。
- (3) 出席者数が 10 名以上の場合で、同窓会役員が出席する時は、連絡費用とは別に御祝儀を持参する。
- (4) 在校生の各クラブに支援を行う場合には、各クラブOB会を通して、事前に申請を行うこと。

＜同窓会会長賞＞

第 23 条 在学中同窓会の活動に多大なる貢献があった者には、卒業時に同窓会会長賞を授与する。

＜同窓会奨学金＞

第 24 条 金銭的事情により授業料の支払いが困難となり退学を余儀なくされた場合に、本会は下記奨学金に関する細則に従い援助する。

細則は役員会にて議決の上、速やかに内容を告知することとする。

＜付記＞

- (1)本会則は、1963 年 4 月 1 日制定
- (2)1982 年 11 月 3 日改訂
- (3)本改定規則は、1990 年 10 月 28 日承認、同日実施する。
- (4)本改定規則は、2009 年 6 月 13 日第 32 回定期総会において承認され、6 月 14 日より施行する。
- (5)本改定規則は、2012 年 3 月 15 日開催の臨時総会において承認され、同日より施行する。
- (6)その他必要な施行細則は、役員会で別途定める。

付 則

この改正会則は、2015 年 8 月 30 日開催の定期総会において承認され、同日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。